



長野県報

9月22日(月)
平成26年
(2014年)
第2609号

目 次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	4
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（3件）（産業政策課サービス産業振興室）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	9
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	9
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	10
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施（生活安全企画課）	11
一般競争入札（3件）（企業局）	11

告 示

長野県告示第505号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人みゆき福祉会	特別養護老人ホーム里山の家 木島平	下高井郡木島平村大字穂高3115番地1	平成26年9月16日

（登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人みゆき福祉会	地域密着型特別養護老人ホーム里山の家 木島平	下高井郡木島平村大字穂高3115番地1	平成26年9月16日

介護支援課

長野県告示第506号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字小澤1971のイ、1971のロ、1971のハ、1971のニ、1973、1977、1978、1979の1、1979のイの2、1979のロ、1980の1、1980の3、1980のイ、1980のニ、1981から1988まで、1989の1、1989の3、1997から2002まで、2003の1、2003のイ、2004、2005のイ、2005のロ、2006の1、2006の3、2007、2008のイ、2008のロ、2010のイ、2010のロ、2011から2019まで、2020の1、2020の2、2023、2025、2026、2083のイ、2083のロ、2083のハ、2083のニ、2083のホ、2083のヘ、2083のト、2084、字内山2027の44から2027の57まで、2027のニ、字小沢2029、2030、2031の1、2031の2、2032の1、2032の2、2034から2039まで、2040の1、2040の2、2041から2043まで、2045から2051まで、2052の1、2052の2、2052のロの2、2053、2054のイ、2054のロ、2055の1、2056の1、2057、2058の1、2058の2、2059から2061まで、2062の1、2062のイ、2063、2064のイ、2064のロ、2065のイ、2065のロ、字大道上2093の4、2093の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第507号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東御市下之城字とや原下1705の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字小野字水ナシ南沢5151の1、字南沢5168の

2 (次の図に示す部分に限る。)、5168の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南沢5168の2 (次の図に示す部分に限る。)、5168の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第509号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡松川町上片桐5060の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上片桐5060の2（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第510号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1125の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合1125の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第511号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡泰阜村7375の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第512号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字南条字陣場鳥越山1427の1（次の図に示す部分に限る。）、1427の3、字虚空藏山3484の1（次の図に示す部分に限る。）、字太郎山4301の1・4301の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4301の17、字日向山4302の3・4302の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字地主原山4304の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第513号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡飯綱町大字倉井字釜渕2248の1（次の図に示す部分に限る。）、2248の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字砥沢山3122の9から3122の19まで、3122の21から3122の25まで、3122の30から3122の32まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡松川村字荻沢3255から3257まで、字青崎3308、3309、3311の1、3311の2、3313、字コグル宮3541、字境ノ沢3614の1、3614の2、字一つ石4486、字転石4491、字牛久保4916、4919、字日向山4921から4923まで、字足ノ沢4924のイ、4924のロ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第516号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野461の1

2 保安林として指定された目的

風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第517号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年1月15日から平成26年8月28日まで
- 3 作業地域
松本市、塩尻市

建設政策課

長野県告示第518号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））
- 2 作業期間
平成25年9月9日から平成26年7月31日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
高峰高原、布引觀音－1、布引觀音－2、御牧ヶ原－1、御牧ヶ原－2、御牧ヶ原－3、御牧ヶ原－4、御牧ヶ原－5、御牧ヶ原－6、御牧ヶ原－7、諏訪山－1、諏訪山－2、諏訪山－3、諏訪山－4、諏訪山－5、諏訪山－6、諏訪山－7、諏訪山－8、諏訪山－9、諏訪山－10、諏訪山－11、諏訪山－12、諏訪山－13、諏訪山－14、諏訪山－15、諏訪山－16、諏訪山－17、諏訪山－18、諏訪山－19、諏訪山－20、諏訪山－21、諏訪山－22、諏訪山－23、諏訪山－24、諏訪山－25、諏訪山－26、諏訪山－27、諏訪山－28及び市町－4
- 2 指定の区域
小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第520号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
雨境、有楽1、有楽2、有楽3、有楽4、有楽5、有楽6、有楽7、有楽8、女神湖、蓼科牧場1、蓼科牧場2、蓼科牧場3、蓼科牧場4、蓼科牧場5、蓼科牧場6、蓼科牧場7、蓼科牧場8、蓼科牧場9、蓼科牧場10、蓼科牧場11、蓼科牧場12、蓼科牧場13、蓼科牧場14、蓼科牧場15、蓼科牧場16、蓼科牧場17、蓼科牧場18、蓼科牧場19、蓼科牧場20、蓼科牧場21、蓼科牧場22、蓼科牧場23、蓼科牧場24、蓼科牧場25、蓼科牧場26、蓼科牧場27、蓼科牧場28、蓼科牧場29、蓼科牧場30、女神平1、女神平2、もみの木1、もみの木2、もみの木3、もみの木4、もみの木5、もみの木6、もみの木7、もみの木8、もみの木9、もみの木10、もみの木11、蓼科学園地1、蓼科学園地2、蓼科学園地3、蓼科学園地4、蓼科学園地5、蓼科学園地6、蓼科学園地7、蓼科学園地8、樽ヶ沢1、樽ヶ沢2、白樺湖1、白樺湖2、白樺湖3、白樺湖4、白樺湖5、白樺湖6、白樺湖7、白樺湖8、白樺湖9、白樺湖10、白樺湖11、白樺湖12、白樺湖13、白樺湖14、白樺湖15及び白樺湖16

2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
布引觀音－1、布引觀音－2、御牧ヶ原－1、御牧ヶ原－2、御牧ヶ原－3、御牧ヶ原－4、御牧ヶ原－5、御牧ヶ原－6、御牧ヶ原－7、諏訪山－1、諏訪山－2、諏訪山－3、諏訪山－4、諏訪山－5、諏訪山－6、諏訪山－7、諏訪山－8、諏訪山－9、諏訪山－10、諏訪山－11、諏訪山－12、諏訪山－13、諏訪山－14、諏訪山－15、諏訪山－16、諏訪山－17、諏訪山－18、諏訪山－19、諏訪山－20、諏訪山－21、諏訪山－22、諏訪山－23、諏訪山－24、諏訪山－25、諏訪山－26、諏訪山－27、諏訪山－28及び諏訪山－29
- 2 指定の区域
小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝擊に関する

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

有楽1、有楽2、有楽3、有楽4、有楽5、有楽6、有楽7、女神湖、蓼科牧場2、蓼科牧場3、蓼科牧場4、蓼科牧場5、蓼科牧場6、蓼科牧場7、蓼科牧場9、蓼科牧場10、蓼科牧場11、蓼科牧場12、蓼科牧場13、蓼科牧場14、蓼科牧場15、蓼科牧場16、蓼科牧場17、蓼科牧場18、蓼科牧場19、蓼科牧場20、蓼科牧場21、蓼科牧場22、蓼科牧場23、蓼科牧場24、蓼科牧場25、蓼科牧場26、蓼科牧場27、蓼科牧場28、蓼科牧場29、蓼科牧場30、もみの木2、もみの木3、もみの木4、もみの木5、もみの木6、もみの木7、もみの木8、もみの木9、もみの木10、もみの木11、蓼科学園地2、蓼科学園地3、蓼科学園地4、蓼科学園地5、蓼科学園地6、蓼科学園地7、蓼科学園地8、樽ヶ沢1、樽ヶ沢2、白樺湖1、白樺湖2、白樺湖3、白樺湖4、白樺湖6、白樺湖7、白樺湖8、白樺湖9、白樺湖10、白樺湖11、白樺湖12、白樺湖13、白樺湖14、白樺湖15及び白樺湖16

2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

御泉水尻沢、蓼科唐沢、穴小屋沢、樽ヶ沢2及び樽ヶ沢1

2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備えて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

御泉水尻沢、蓼科唐沢、穴小屋沢、樽ヶ沢2及び樽ヶ沢1

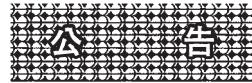
2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備えて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月22日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年9月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えんまる

3 代表者の氏名

岩間淳

4 主たる事務所の所在地

長野市安茂里小市3丁目30番19号セピアコート安茂里202

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや母親達と触れ合う場を作り、そこから子どもたちの悩み相談、母親達の育児相談等を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月22日